

令和4年度

第1回札幌市子ども・子育て会議

会 議 録

日 時：2022年9月20日（火）10時開会
場 所：札幌市子ども未来局大会議室（Web会議）

1. 開 会

○事務局（月宮子ども企画課長） それでは皆様、改めましておはようございます。

定刻を過ぎましたので、これより令和4年度第1回札幌市子ども・子育て会議を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

私は、当会議の事務局を担当いたします、今年4月に子ども育成部子ども企画課長に着任しました月宮と申します。本日の司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

皆様、こちら側の音声聞こえておりますでしょうか。もし、会議の途中で音声聞こえない等の状況がございましたら、事務局までお知らせをいただきますようお願いいたします。

それでは、最初に、まず事務局から連絡事項が幾つかございます。

まず、この会議の傍聴についてでございますが、この会議は、条例に基づきまして、公開で実施をすることとしており、本日は YouTube でのライブ配信をさせていただいておりますので、お知らせ申し上げます。

次に、事前にメールにて、会議参加時の注意事項についてお知らせをさせていただいておりますけれども、会議中にご自身が発言される場面以外では、ミュートにさせていただきますようお願いいたします。

また、ご質問やご意見等がある際は、Zoom のリアクションボタンから「手を挙げる」を選択をしていただきましたら、事務局の方からご指名をいたしますので、そのときにミュート解除してご発言をお願いしたい。

続きまして、本日の委員の出席状況についてでございます。

本日の出欠でございますが、所用により、土肥委員、藤原委員、菊地委員、金委員、4名の欠席のご連絡をいただいております。したがって、当委員数28名のところ、現段階では、参加委員数24名となっております、定足数に達していることをご報告申し上げます。

なお、この後、ご都合により途中退席される場合には、事務局にチャットにより、お知らせをいただければと思います。

また、11時頃、大場委員が所用のため退席する旨、事前に伺っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、今年度に入り、交代のありました7名の委員の方々をご紹介させていただきます。お一方ずつお名前をお呼びいたしますので、お一言自己紹介をいただければと存じます。

なお、順番になりましたら、ミュートを解除してご発言くださいますよう、よろしくお願いいたします。

最初に、北海道警察本部生活安全部少年サポートセンター所長の伊林潤委員がご退任さ

れ、その後任といたしまして、北海道警察本部生活安全部少年サポートセンター所長の石川ひとみ委員にご着任いただいております。石川委員、よろしくお願いいいたします。

○石川委員 今年の4月に着任いたしました石川でございます。よろしくお願いいいたします。

○事務局（月宮子ども企画課長） ありがとうございます。

続きまして、北海道子育て支援ワーカーズ代表理事の豊田直美委員がご退任され、その後任といたしまして、北海道子育て支援ワーカーズ代表理事の加藤智恵委員にご着任いただいております。加藤委員、よろしくお願いいいたします。

○加藤委員 北海道子育て支援ワーカーズの加藤智恵でございます。6月に、前任の豊田より引き継いでおります。どうぞよろしくお願いいいたします。

○事務局（月宮子ども企画課長） ありがとうございます。

続きまして、北海道大学大学院教育学研究員教授、松本伊智朗委員がご退任され、その後任といたしまして、北海道大学大学院教育学研究員准教授の加藤弘通委員にご着任いただいております。加藤委員、よろしくお願いいいたします。

○加藤（弘）委員 北海道大学の加藤といいます。どうぞよろしくお願いいいたします。専門は、心理学になります。よろしくお願いいいたします。

○事務局（月宮子ども企画課長） ありがとうございます。

続きまして、札幌市里親会副理事長の稲生義裕委員がご退任され、その後任といたしまして、今まで札幌市自立支援協議会の代表として委員にご就任いただいております札幌市里親会理事長の北川聡子委員にご着任いただいております。北川委員、よろしくお願いいいたします。

○北川委員 5月から、札幌市里親会理事長を仰せつかっております北川です。どうぞよろしくお願いいいたします。

○事務局（月宮子ども企画課長） ありがとうございます。

続きまして、北川委員が札幌市里親会の代表委員にご着任されたことに伴いまして、札幌市自立支援協議会代表委員として、札幌市自立支援協議会子ども部会副部会長の斎藤規和委員にご着任いただいております。斎藤委員よろしくお願いいいたします。

○斎藤委員 札幌市自立支援協議会子ども部会の副部会長をやっております斎藤と申します。よろしくお願いいいたします。

○事務局（月宮子ども企画課長） ありがとうございます。

続きまして、札幌市小学校長会会長、島田裕文委員がご退任され、その後任といたしまして、出葉充委員にご着任いただいております。出葉委員、よろしくお願いいいたします。

○出葉委員 札幌市小学校長会会長、桑園小学校校長の出葉と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

○事務局（月宮子ども企画課長） ありがとうございます。

最後に、札幌市PTA協議会理事の安藤慎也委員がご退任され、札幌市PTA協議会副

会長の湯浅ひとみ委員にご着任いただいております。湯浅委員、よろしく願いいたします。

○湯浅委員 おはようございます。札幌市PTA協議会副会長の湯浅です。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（月宮子ども企画課長） ありがとうございます。委員の皆様、ありがとうございました。

それでは、続きまして、事務局職員の紹介に移らせていただきます。

今年度4月に着任いたしました子ども未来局の局長職及び部長職をご紹介します。

初めに、子ども未来局長の山本でございます。

○事務局（山本子ども未来局長） 子ども未来局長の山本です。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（月宮子ども企画課長） 次に、子ども育成部長の佐藤でございます。

○事務局（佐藤子ども育成部長） 子ども育成部長の佐藤です。よろしく願いいたします。

○事務局（月宮子ども企画課長） 次に、児童相談所長の宮本でございます。

○事務局（宮本児童相談所長） 児童相談所長の宮本でございます。よろしく願いいたします。

○事務局（月宮子ども企画課長） それでは、ここで子ども未来局長の山本より、皆様にご挨拶をさせていただきます。

○事務局（山本子ども未来局長） おはようございます。子ども未来局長の山本です。委員の皆様におかれましては、日頃からさまざまな場面で札幌市の子ども・子育て施策に対しまして、多大なご尽力をいただいておりますことに、この場をお借りまして厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症との戦いも、3年目に入っております。一方、ウィズコロナということで、少しずつ活動範囲も元通りになってきたところでもあります。医療現場の状況などから、まだまだ気を抜くことができないということでもありますけれども、子どもたちが、その貴重な子ども時代を安心して、楽しくわくわくした気持ちで過ごすことができるように、札幌市としてもさまざまな取組を着実に実施しまして、子どもたちの体験機会の確保に努めることが、より一層重要であると、このように認識をしております。そのためにも、皆様の専門的な、そしてかつ多方面のお立場からのご意見が欠かせないところであります。本日は、第4次さっぽろ子ども未来プランの進行管理、札幌市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し、そして令和元年6月死亡事例を踏まえまして、あのような悲惨な事案を二度と繰り返さない、そのために、子ども虐待防止に関わります職務に従事する職員の人材育成について、ご審議をいただきたいと存じます。何とぞ忌憚らないご意見をお寄せくださいますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、会議開催に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いい

たします。

○事務局（月宮子ども企画課長） それでは、議事に入ります前に、会議資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りした資料でございますが、資料1が、資料1-1から資料1-3の3種類。資料2が、資料2-1から2-2の2種類。資料3が、資料3-1から3-2の2種類。そして、資料4から7がそれぞれ1種類でございます。皆様、資料の不足等ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、事務局からの連欄事項、確認以上でございますので、ここからは正岡会長に議事の進行をお願いいたします。

2. 議 事

○正岡会長 それでは、議事に移りたいと思います。

本日の議事、3点ございます。

まず、議事の一つ目、第4次さっぽろ子ども未来プラン令和3年度の実施状況について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（月宮子ども企画課長） それでは、第4次さっぽろ子ども未来プランの令和3年度の実施状況について、資料1-1、令和3年度実施状況報告書〈実施状況総轄〉に基づきまして、私月宮からご説明させていただきます。極力要点を絞ってご説明をさせていただきますが、ご説明が若干長くなることをご容赦いただきたく存じます。

なお、お配りいたしました資料1-2につきましては、個別事業の実施状況を一覧にまとめたものになっておりますので、本日のご説明は省略させていただきます。

それでは、まず1ページをご覧ください。

第4次さっぽろ子ども未来プランは、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づきます「子どもの権利に関する推進計画」のなど、記載の関係法令等に基づき策定した計画を包含しました計画となっております。

計画期間は記載のとおり、令和2年度から令和6年度までの5年間となっております。

その下、計画の推進体系といたしまして、基本理念、基本的な視点を、さらに2ページをお開きいただきまして、計画体系といたしまして、基本目標四つ、その目標とそれぞれの基本施策を記載させていただいております。

次に、3ページをご覧ください。3、点検・評価の方法でございますが、本プランに基づく取組内容や成果指標の達成状況につきまして、毎年度札幌市子ども・子育て会議や、札幌市子どもの権利委員会に報告し、点検・評価を受けることとしております。

なお、3ページ下段から4ページにかけまして、4、参考といたしまして、本プランの成果指標の達成状況を把握するための各統計調査の概要につきまして掲載させていただいております。後ほど、ご確認いただければと思います。

この後、各成果指標の結果につきまして説明してまいります。昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものが増えておりますことをご理解をいただければと思います。

それでは、資料の5ページをご覧ください。上の5、計画全体の成果指標の達成状況についてでございます。

本プランでは、計画全体の成果指標を二つ設定しており、最初に、「自分のことが好きだと思う子どもの割合」についてでございます。こちらは、令和3年度の数値が67.3%となっており、当初値と比較いたしまして、ほぼ横ばいの状況となっております。

この状況につきましては、下段の枠囲みの黒ぼつの二つ目のところに記載しておりますが、「自分のことが好きだと思う子どもの割合」は、子ども自身の意欲や達成経験、周囲への信頼感も関連すると考えられる中、特に令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症により、さまざまな活動機会や他者との交流機会が減少するなど、自己肯定感が高まりにくい状況が影響したものと考えております。

次に、上の表に戻りまして、二つ目の「子どもを生み育てやすい環境だと思う人の割合」でございますが、こちら令和3年度の数値は41.4%となっており、令和2年度から6.2ポイント下回っている、悪化している状況でございます。

この状況につきましては、下の枠囲みの黒ぼつの四つ目に記載しておりますが、「子どもを生み育てやすい環境だと思う人の割合」の数値は、新型コロナウイルス感染症により、さまざまな場面での行動制限が続き、休園・休校への急な対応など、子育て世帯の大変さが伝わってくる中で、一般的に伸び伸びとした子育ては、イメージしづらかったことが影響したものと考えているものでございます。

なお、先ほどの令和3年度の41.4%という数値は、子どもの有無に関わらず、18歳以下の市民全体を対象とした調査の数値でありますけれども、その表の3段目にあります「☆4子育てに関するアンケート調査」では、ゼロ歳から5歳のお子さんがある世帯を対象とした調査の結果となっております。こちらの参考と表示しております令和3年度の52.9%という数値につきましては、令和2年度と比べますと、ほぼ横ばいの数値となっております。

続きまして、6ページのグラフをご覧ください。参考といたしまして、先ほどと同じく「☆4子育てに関するアンケート調査」の一つを掲載させていただいております。

札幌市が子どもを生み育てやすい環境にあると答えた方に、その理由を聞いたところ、「子どもの医療費の負担が軽減されているから」「子連れでもでかけやすい場所があるから」、一段飛んで、「認可保育所や幼稚園にかかる費用が軽減されているから」という理由が上位となっております。これらのことから、今後目標値の達成に向けまして、本プランに掲載しております、子ども・子育て関連施策を着実に推進していくとともに、多様化する子育て世帯のニーズを的確に把握し、必要な施策を推進していきたいと考えております。

続きまして、8ページをご覧ください。基本目標ごとの実施状況の評価についてでございます。

本プランでは、基本目標を四つ設定しており、8ページ以降、基本目標ごとの主な施策や取組状況、成果指標の達成状況などを記載させていただいております。

まず、基本目標1、子どもの権利を大切にする環境の充実についてでございますが、こちらは、子どもの権利条例に基づく子どもの権利に関する推進計画として位置づけており、子どもの権利・推進に係る取組として、子どもの権利を大切にする意識の向上など、記載の四つの基本施策としております。

それらの令和3年度の主な取組状況でございますが、記載のとおり、子育ての気づきを交えた乳幼児の保護者向けパンフレットを作成し、各区保健センターや、保育・子育て支援センターに加え、保育園・幼稚園などの3歳児クラスの保護者に配付するなど、広く子どもの権利の理解が進むよう普及啓発に努めたほか、オンラインを活用した子ども議会や、ヤングケアラー支援に向けた検討を進めてまいりました。

続きまして、9ページの上段に、成果指標の達成状況を記載させていただいております。

一つ目、「子どもの権利についての認知度」でございます。この結果では、令和3年度は大人69.7、子ども70.2%となっており、当初値に比べ、いずれも上昇しております。

二つ目は、「子どもの権利が大切にしていると思う人の割合」ですが、大人53.0、子ども58.5%となっており、当初値に比べ大人は上昇、子どもは5.3ポイント低下しております。

そして三つ目、「いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合」でございます。こちらは、令和3年度は小学生94.1、中学生88.4、高校生92.4%となっており、いずれも当初値に比べ、上昇しております。

中段の取組状況の自己評価ですけれども、地域資源の活用と組織横断的な連携状況の主なものとしては、地域住民や幼稚園・保育園、小・中・高等学校などと連携し、普及啓発に取り組んでおります。

また、中・高、中等教育、特別支援学校と連携し、普及啓発も兼ねたヤングケアラーの実態調査を実施いたしました。

その下、成果指標の達成状況の一番下の黒ぼつに記載しておりますが、今後も引き続き、子どもの権利の普及・啓発や子どもの意見表明、様々な体験機会への主体的な参加促進などを推進するとともに、子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもの権利侵害に対し、迅速かつ適切な救済を図る役割を担う、子どもアシストセンターを身近に感じてもらえるような周知方法を検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、11ページをご覧ください。まず、大変申し訳ございません。資料の訂正がございます。中ほどの、育児休業等取得助成事業、この事業の内容に記載の③のところです

が、「男性音」のとなっておりますけれども、正しくは「男性の」、「音」が平仮名の「の」の誤りでございます。訂正して、お詫び申し上げます。

それでは、11ページ上になります。基本目標2、安心して子どもを産み育てられる環境の充実についてでございます。

こちらの基本施策につきましては、記載のとおり、高まる保育ニーズへの対応、社会全体での子育て支援の充実、妊娠期からの切れ目のない支援の充実、経済的支援の充実に関する四つの施策でございます。

その下の、令和3年度の主な取組状況でございますが、保育士等支援事業、育児休業等取得助成事業、ホームスタート事業を開始した地域子育て支援拠点事業、各区子育て世帯包括支援センター機能の強化、それから12ページに行きまして、上に、子ども医療費助成の拡充に取り組んだところでございます。

その下、成果指標の達成状況についてでございます。

まず一つ目、「仕事と生活の調和が取れていると思う人の割合」については、目標値70%に対し、令和3年度では38.6%となっております、当初値から比べて、低く推移しております。

一方で、二つ目の「希望に応じた保育サービスを利用することができた人の割合」は、令和3年度は82.6%となっております、現時点で目標値を達成している状況でございます。今後も保育サービスなど、着実に提供できるよう、保育の教育量や人材確保の取組を進めて、多様化する保育ニーズに対応する環境を整えていきたいと考えております。

三つ目の指標、「父親と母親がともに子育ての担い手である」と答えた保護者の割合、こちらにつきましては、令和3年度は46.7%と、当初値に比べて、ほぼ横ばいの状況となっております。

次に、13ページの成果指標の達成状況でございます。一番上の黒ぼつに記載のとおり、「仕事と生活の調和が取れていると思う人の割合」は、令和3年度に比べて3.0ポイント低下しております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による休園・休校が続き、急な対応を余儀なくされたことが一因にあると考えております。

また、一番下の黒ぼつに記載しておりますが、この割合について、「☆4 子育てに関するアンケート調査」の結果によりますと、子育ての担い手が「父母ともに」と回答している世帯の方が、「主に母親」と回答している世帯よりも、仕事と子育てについて調和が取れていると思う世帯の割合が高いという結果が出ております。就労する母親が増加する中、父母ともに子育ての担い手である世帯は、さほど増えていない状況にあることから、目標値の達成に向けて、社会全体で子育て世帯を支える機運を高めるため、ワーク・ライフ・バランスの推進と、父親の子育てに関する意識改革・啓発等の取組を引き続き行ってまいります。

次に、15ページをご覧ください。基本目標3、子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実についてでございます。

こちらの基本施策につきましては、記載のとおり、充実した学校教育等の推進などの四つの施策でございます。

令和3年度の主な取組状況につきましては、記載のとおり、教育の情報化推進事業や、冬季休業期間の昼食提供を試行的に実施した児童クラブにおける昼食提供。そのほか、16ページ上段には、令和3年8月から実施した、困難を抱える若年女性支援事業に取り組んでございます。

続きまして、成果指標の達成状況につきましては、一つ目、難しいことでも失敗を恐れないうで挑戦している子どもの割合。二つ目、近所や地域とのつながりがある子どもの割合。三つ目、社会の一員として役割を持っていると感じる若者の割合となっておりますが、一つ目の、高校2年生の数値を除きまして、いずれの数値も、当初値に比べ横ばいか、低下している状況でございます。この状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により体験機会が減少したことや、地域行事や外出の機会が減ったこと、さらには社会や他人と関わる機会が減少したことなどが数値に影響しているものと考えているところでございます。

続きまして、18ページをご覧ください。最後、基本目標4、配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実についてでございます。

こちらの基本施策といたしましては、児童相談体制の強化、障がいのある子、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実、子どもの貧困対策の推進、ひとり親家庭への支援の充実、子どもを受け入れる多様性のある社会の推進に係る五つの施策でございます。

令和3年度の主な取組状況でございますが、記載のとおり、児童相談体制の強化事業や、(仮称)第二児童相談所整備事業と一体的な動きとして、仮設一時保護所を設置したほか、特別支援学級の教育内容の充実、子どもの暮らし支援コーディネート事業、ひとり親家庭の目線に立った広報の展開、帰国・外国人児童生徒支援事業に取り組んでまいりました。

19ページ右下になりますが、成果指標の達成状況といたしましては、一つ目、「障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちであると思う保護者の割合」、こちらにつきましては、令和元年度から3年ごとに実施する、障がいのあるお子さんの保護者を対象にした障害児実態調査により把握することとしたため、令和3年度の数値は、空欄とさせていただきます。

二つ目の「子育てに楽しさよりも大変さの方が多いと感じる親のひとり親の割合」、こちらにつきましては、令和3年度は18.1%と、令和2年度と比べ悪化しているものの、当初値と比べますと、ほぼ横ばいの状況でございます。

この状況につきましては、20ページ、中段少し上の成果指標の達成状況に記載しておりますが、4行目、子育てに大変さを感じている世帯には、必要な情報を的確に届けることが重要であることから、令和3年7月から、公式LINEアカウントを用いたプッシュ型の情報発信を開始しております。今後も目標値の達成に向けて、引き続き積極的な情報

発信に努めてまいりたいと考えております。

最後に、21ページから22ページにかけては、本プランの主要な活動指標の達成状況について、基本目標ごとに、新たに記載をさせていただいております。

ここまでの資料1-1の説明でございました。

続きまして、大変説明が長くなり申し訳ございませんが、資料1-3をご覧ください。こちらは、札幌市子ども・子育て支援事業計画の実施状況についてでございます。

まず、1ページ目をお開きください。子ども・子育て支援法に基づき、市町村は5カ年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定め、施策を計画的に提供することとされております。

この資料では、この計画の「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の需給状況についてご報告するものでございます。

この計画における「量の見込み」とは、特定のサービスがどれだけ必要とされているかに関する見込みのことであり、考え方は、国の手引きによるものでございます。

また、「提供体制（供給量）」とは、特定の保育サービスが施設・事業者により提供される見込みの量を表しますが、その確保に当たっては、就学前の子どもが減少していく見込みや、新規整備を必要最小限にとどめる観点などを踏まえ、既に事業を実施している事業者の活用を最優先していく考えとしております。

それでは、2ページをご覧ください。

まず、4、「教育・保育」の需給状況等についてでございます。資料にあります1号ですとか2号、3号という表記につきましては、下の表の囲みに書いております、「※新制度に基づく保育の認定区分」として記載しておりますので、ご参考にしていただければと思います。

まず、4（1）では、保育分野における需給状況についてお示ししております。

まず、①ニーズ量です。こちらは、保育のニーズ量の状況を記載しているものであり、実績値から計画値を差し引いたものを、表の右側に差として記載しております。計画値は、今後保育所等を利用したいという潜在需要も含めたニーズ量となっているため、ご覧のように差が生じておりますが、今後も計画値のニーズが発生するものと見込み、十分な供給量の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、その下、②保育の供給量についてでございます。こちら2号は、計画値が実績値を上回っております。これは、一部の施設の利用定員の減少や、施設整備数の未進捗によるものでございます。既存施設の活用や施設整備等により、計画値の達成を目指してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。こちらは、（2）教育分野の需給状況についてでございます。

まず、①のニーズ量でございます。こちら、表の右側にあります差の欄をご覧ください。1号の実績値は計画値を上回っている一方で、2号の実績値は計画

値を下回っているという状況になっております。これは、2号の中でも、教育の利用希望が強い方が、実際には1号を利用したことにより、1号のニーズに置き替わっていることが要因として考えているところでございます。

次に、その下、②の供給量でございます。こちらは、1号の実績値は計画値を若干下回っているものの、1号、2号ともおおむね計画値を達成している状況でございます。

その下、(3)評価についてでございますが、教育・保育に関する需給計画は、一部施設の利用定員の減少はあるものの、認可保育所の整備や幼稚園の認定こども園への移行などによる供給量確保に努め、また、事業実施園の受入人数増加等もあることから、ニーズを上回る供給量を確保できております。

教育・保育の需給状況につきましては、以上でございます。

続きまして、4ページをお開き願います。こちらは、「地域子ども・子育て支援事業」の需給状況等について記載させていただいております。こちらも、先ほどの教育・保育同様、ニーズ量と供給量を定めることとされております。

4ページ、①ニーズ量の表をご覧ください。こちらは、それぞれの事業におけるニーズ量の計画値と実績値を記載しております。実績値から計画値を差し引いたものを、表の右側から2列目のC案に差として記載しており、その差の説明を一番右側の「Cの説明」という欄において、カタカナのア・イ・ウとして、三つの類型を記載しまして、ページの下にあります「※」印で注釈をつけております。後ほどご確認いただければと思います。

次に、5ページをご覧ください。②の供給量の表になりますが、こちら表の右側から3列目にあるF欄において、実績値と計画値の差を示しております。そして、その差の説明を右側から2列目の「Fの説明」の欄において、こちらではカタカナのオ・カ・キの三つの類型として注釈をつけておりますので、こちらにつきましても、後ほどご確認いただければと思います。

次に、この表の一番右側G欄をご覧ください。こちらでは、供給量の実績からニーズ量の実績を差し引いた数値を記載しております。この数値がプラスになっておりますと、実際にサービスを提供できている供給実績が利用したいサービスの量、ニーズ実績を上回っていることとなりますので、利用したいサービスを実際に利用できているということになります。したがって、令和3年度につきましては、全ての事業において、ニーズ量を上回る供給量が確保できている状況でございます。

なお、6ページには、供給実績とニーズ実績の差があるものにつきまして補足説明を記載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、需給計画を定めていない2事業についてでございます。

まず、7ページをご覧ください。①実費徴収に係る補足給付を行う事業についてでございます。

こちらの事業では、低所得者世帯等の副食材料費と生活保護世帯等の文具購入、遠足などの行事参加費等に関して、保護者が支払うべき実費徴収額に係る費用の一部を補助して

いるところでございます。

続きまして、8ページでございますが、こちらは多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業についてでございます。令和3年度は、新たに認可施設に参入した12施設に対して、相談・助言などの支援を行っております。

最後に、その下、(3)評価といたしまして、こちら地域子ども・子育て支援事業計画の評価を記載させていただいております。それぞれの事業でニーズ量の実績を上回る供給量を確保することができておりますが、新型コロナウイルス感染症対策として、一部の事業で休止や利用制限等を行ったことも影響しているものと認識しております。そのため、令和4年度も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を行いながら各事業を実施するとともに、積極的な情報発信など、子育ての不安を軽減するような取組も実施してまいりたいと考えております。

以上が、札幌市子ども・子育て支援事業計画の令和3年度の実施状況についてのご説明でございました。

なお、この事業計画の中間見直しにつきましては、この後の、次の議題2におきまして詳細なご説明をさせていただきます。

それでは、第4次さっぽろ子ども未来プランの令和3年度の実施状況の報告につきまして、大変長くなりましたが、説明は以上でございます。

○正岡会長 ありがとうございます。

私、申し遅れましたが、本日進行を務めます札幌医科大学の正岡と申します。初めての委員もいらっしゃるのところ、申し遅れまして申し訳ございませんでした。時間の限りがございますが、本日もぜひ活発なディスカッションをしていただければというふうに思います。

それでは、ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問のある方いらっしゃいましたら挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。ないでしょうか。

それでは、私の方から1点ご確認させていただきます。

資料の1-1の11ページでございます基本目標2、安心して子どもを生き育てられる環境の充実というところでご説明がございましたが、令和3年度の主な取組状況、各区子育て世代包括支援センター機能の強化というところで取組がなされているかと思っております。心理相談員を増員して、ハイリスク家庭へのアウトリーチや関係機関との連携などを通じ、継続的な支援を実施したとございます。

まず1点、心理相談という方の背景ですかね。資格等どのような方を心理相談員として増員されたのか、また、ハイリスク家庭へのアウトリーチ、どのような背景のあるハイリスク家庭の方に支援を実施したのか。特に、生んでからの家庭だったのか、生む前からのアウトリーチだったのか、この2点についてお聞かせ願いたいと思います。

○事務局（月宮子ども企画課長） こちら事務局でございますけれども、今のご質問の点、保健所さんの方でご回答をお願いいただけないでしょうか。

○事務局（斉藤地域保健・母子保健担当課長） 保健所、地域保健・母子保健担当課長、斉藤と申します。よろしくお願いいたします。

心理相談員の方の背景なのですけれども、心理職ということで、大学等で心理課程を取ってきていただいている方を心理相談員として、臨床心理士ですとか、そういったものをお持ちの方だとか、そういった方を任用させていただいています。

ハイリスク家庭へのアウトリーチなのですけれども、主に生んでからの場合が多く、この心理相談員を増員しました経過としては、虐待予防ということがありまして、育てにくさを感じるお子さん、発達にやや課題があるようなお子さんですとか、お母さん自身に発達の課題があるようなお母さんに対して、保健師とともに訪問をするような形をとらせていただいているような状況になります。

以上です。

○正岡会長 ありがとうございます。

心理相談員の背景の方は、よく分かりました。

ハイリスク家庭に関しましては、この後も報告あると思いますが、令和元年度の事例も踏まえますと、妊娠中からの継続的な関わりというのは非常に大事なところかと思いますが、今後その妊娠中からの心理相談員の活動等もご検討でしょうか。

○事務局（斉藤地域保健・母子保健担当課長） ありがとうございます。スキームとしては心理相談員、虐待予防という形になりますので、妊娠中からの訪問ですとか、面談だとか、そういったことも可能というふうに考えてはおります。

○正岡会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方、ございましたら反応、リアクションボタン、もしくはミュートを解除してのご発言の方、よろしくお願いいたします。

それでは、林委員よろしくお願いいたします。

○林（亜）委員 おはようございます。遅れて入室、申し訳ございませんでした。

私からは、15ページの児童クラブにおける昼食提供のところについて、ちょっとお尋ねしたいと思いますが、この昼食提供を実験的に行われていたということで、それでこの利用者アンケートで、8割以上が満足と回答しているということだったので、事前レクの際に、これは誰にアンケートを取ったのかということのを伺いましたところ、保護者にアンケートを取ったということだったので、確かに児童会館、放課後児童クラブで施設側から昼食が提供されるようなことを有料であれ実施されると、保護者は負担が軽減されて満足というふうな回答が多いのかと思いますが、私はここで意見を聞くべきは、子どもたちなのではないのかなというふうに、当事者は子どもだと思えるのですよね。ここで、みんなと一緒にご飯を食べるということについて、子どもがどのように感じているか、それから、この説明には出席児童の約4割が利用ということで、6割は利用していないのですよね。そうすると、6割の子は違うものを食べている。4割の子は、同じ弁当が当たる、配られるというような状況で、子どもが何を感じていくかということについて、もう少し気

を配った施策が必要なのではないかなというふうに、私は児童クラブにおけるおやつを取り扱いについても、同様に感じております。

児童会館で行う児童クラブ方式が、一般来館児童と分け隔てなくというような施策であるがゆえに難しい面もあるのかなと思いますけれども、放課後児童クラブ運営指針で必要だとされている補食の提供については、もう少し重要だというふうに考えていただくことが、子ども・子育て支援については、必要だなというふうに思っております。

一応意見として言わせていただきました。

○正岡会長 ありがとうございます。

では、児童クラブにおける昼食提供に関する、今の件に関して何かレスポンスありましたら、ご担当よりお願いいたします。

○事務局（本間放課後児童担当課長） 放課後児童担当課長の本間と申します。よろしくお願いいたします。

児童クラブに関する昼食提供事業でございますけれども、まずこれは目的が保護者の家事負担の軽減ということを第一の目的としてございますので、アンケートにつきましては、保護者からいただいております。ただ、保護者にもいろいろな内容を子どもたちに確認していただきながら書いていただくようなところもございますので、一部は子どもたちのご意見も入っているアンケートになっているものだろうとは考えてはございます。

あと、利用が4割という状態ですけれども、残りの6割が利用されていない状態ですけれども、それで分かれて昼食を取っているということにつきまして、直接子どもたちからの感想というのは聞いてはいないのですけれども、児童会館の職員からは、特段それに対して、何か問題があるとか、強く意見があるということは聞いてはいないので、一旦今のところは、大きな問題があるというふうには考えてはおりませんけれども、そのあたりのことももう少し注意深く、この場でいろいろと確認しながら進めていけるような状態になればいいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○正岡会長 ご回答ありがとうございます。

では、次に手が挙がっております北川委員の方から、ご質問よろしくお願ひします。

○北川委員 ありがとうございます。説明も、長いのに分かりやすくありがとうございます。

私からは、2点なのですけれども、5ページのやはり「子どもを生み育てやすい環境だと思ふ」人の割合が、ちょっとコロナ禍の影響もあって、下がってしまっているということなのですけれども、何かやっぱり札幌って大都会なので、なかなか人のつながりがつきにくいというか、外部から入ってくる方も多いと思ふので、その辺はもう十分やっていると思ふのですけれども、何か地域ごとというか、区ごとのコミュニティーをどういうふうにつくっていくかとか、あと石川県でやっているような地域のマイ保育園みたいな、子どもを生んだらここの保育園に相談できるよみたいな、そういうつながりをあえてつくっ

ていかないといけないのかなというふうに思いました。大都会ゆえの、何かコミュニティー形成の難しさみたいなものを感じたので、意見です。

もう一つは、8ページの子ども議会のことですけれども、市内の小学校4年生から中学校2年生ということで、高校生がサポーターになっていますよね。15ページの基本目標の3は、子どもと若者の成長という基本目標が掲げられています。どちらかという、ちょっと困難を抱える子どもと若者のこと、特に若者はそういうことが多いのかなと思うのですが、ここでは、何か最近、やはり若者のいろいろなことへの参画ということをやられていて、若者が自分のまちのいろいろなことに参画することで課題を見つけて、そして自分のまちに対しての何というか、好きになるというか、そういう若者の、政治とまではいかないのでしょうか、そういう参画の大切さみたいなものを言われてきているので、この辺、高校生がサポーターというのがどんな役割なのかということ、中学生までが議員で、高校生がサポーターというのがちょっと若者の参画というところに、ちょっと寂しいと思ったので質問です。よろしくお願いいたします。

○正岡会長 ご質問ありがとうございました。

8ページの子ども議会に関するご質問になります。高校生がサポーターという、中学生と高校生の線引きというところ、そのあたりのお考えについて、ご担当の方よりよろしくお願いいたします。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 子どもの権利推進課長の山縣と申します。よろしくお願いいたします。

ご質問があった子ども議会に関してなのですが、おっしゃるとおり、小学校4年生から中学校2年生までということで、そういった小中学生の意見をまとめるというのを主題にした事業でございます。子どもたちの手で、あくまでも進行していただき、そういった意見を作る過程も子どもたち自身の手でというところで、ある程度大人が関与しないということをお手伝いするところ、そのために高校生が小中学生の意見を取りまとめることをお手伝いするという考え方から始まった事業でございます。

ただ、おっしゃるとおり、ご指摘のとおりなのですが、高校生たちの意見がそこに反映するのかわいたら、そこはちょっと確かに反映しないといった部分もありますので、そういったその対象者が小中学生だけでいいのかわか、そういったところも今後の事業を見直す中で、検討の中に入れていきたいと考えております。ありがとうございます。

○正岡会長 ありがとうございます。

若者がいろいろな市の活動に積極的に参画していくという方向性で、高校生の意見も、それ以外の若者の意見も取り上げていくような検討をするということですが、北川委員いかがでしょうか。

○北川委員 ありがとうございます。若者が、何か自分に力がないんじゃないかって思って、自己肯定感がちょっと下がっている。その若者が参画した事例を聞くと、自分のまちが、自分の力でもよくなるんだというところで、すごく若者の何か発達というか、自己肯

定感が上がった、自分もできるんだという、そういうお話を聞いたことがあるので、ぜひこう若者のことも視野に入れていただければと思いました。ありがとうございました。

○正岡会長 ありがとうございます。

それでは、もう一方手が挙がってございます。齋藤委員、ミュートを外して、ご質問の方をよろしく願いいたします。

○齋藤委員 ご説明ありがとうございます。公募委員の齋藤と申します。

私も同じく、5ページの「子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合」というところでちょっと意見があるのですけれども、理由の上位として、「子どもの医療費負担が軽減されているから」というところが上がっているのですが、私も今現在子育て中ということで、周りの意見を聞いてみると、結構この医療費の対象者の範囲は増えてはいるのですけれども、いまだに所得制限の方がかかっているのを結構問題が上がってくるのが多くて、児童手当もそうなのですけれども、医療費も所得制限で支給されないところがあるので、この辺は今後所得制限を撤廃していくなど、何か計画があるのかをちょっとお伺いしたいです。

○正岡会長 ご質問ありがとうございます。

子どもを育てやすい環境だと回答した理由の一つに、「医療費の負担の軽減」ということでしたが、所得制限がかかっているところを今後検討していく予定等がございませうかという質問だと思いますが、ご担当の方からの回答をよろしくお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。少々お時間ください。

○事務局（月宮子ども企画課長） ただいまのご質問にお答えさせていただきますけれども、さらなるその拡充というのは、重要な課題というふうに認識しているのですが、やはり将来にわたって、その多額な財源というものを要することになりますので、札幌市としては、その事業の持続の可能性であったり、また、子ども・子育て施策全体の位置づけといったものを踏まえながら検討をしていきたいというような考えでございませう。

札幌市の考えとしまして、全ての自治体で、独自に子ども医療費助成を実施しているというようなこともありまして、札幌市としても、その重点要望を行ったり、また、市長会というものを通じて、そういった国に要望もしているという状況でもございませうので、そういった動きもしているということもご理解いただきたいなというふうに考えているところでございませう。

以上でございませう。

○正岡会長 ご回答ありがとうございます。

齋藤委員、いかがでしょう。

○齋藤委員 そうですね。やはり、全ての子どもたちにとというのが前提だと思いますので、家庭の所得によって、どうしても逆差別のような形になってしまうのが今心配しているところなので、ぜひ今後ともよろしくお伺いします。

○正岡会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員いかがでしょうか。

加藤委員の方ですね。よろしく申し上げます。

○加藤（弘）委員 北海道大学の加藤です。9ページのところで、いじめなどの不安や悩みを身近な人に相談する割合というのが、結構高く推移していると思うのですが、大事なのは相談することよりも、相談した後にきちんと対応してもらえているかどうかだと思うのです。そう考えると、残り例えば目標値に向けて2%上げることよりも、やっぱりその上の項目ですけれども、「子どもの権利が大切にされていると思う人の割合」というところで、子どもで見ると58.5%になっていて、当初値よりも下がっていると思うのです。つまり、問題なのは一つ一つの指標というよりも、相談しているんだけど、子どもの権利が守られていると思えていない人の割合が低いということ、今後は課題にしていくべきなのではないかなというのが、今後の見直しという、提案、質問というよりも、何かこの後、この③のたくさん相談ができるということよりも、この差をどうやって埋めていくかということ、どういう施策を立てていくかというのが大事なのではないかなというふうに思いました。

○正岡会長 ありがとうございます。非常に重要な視点かと思います。相談して終わりではなくて、その後のフォローが子どもにとっては非常に大事かと思いますが、今のご意見に対して、何かレスポンスございましたら、事務局の方からお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。何か検討していることとか。

○事務局（月宮子ども企画課長） 貴重なご意見、どうもありがとうございます。

私どもとしても、今先生おっしゃっていただいた貴重な意見を参考にしながら、今後どういった形で対応していけばいいのか、そういった部分について善処していきたいというふうに考えております。ご意見の方、どうもありがとうございます。

○正岡会長 ありがとうございます。

では、もう一方、五十鈴委員が手を挙げております。ミュートを外してのご発言お願いいたします。

○五十鈴委員 児童委員連絡会の五十鈴でございます。どうもお世話になっております。

8ページなのですが、ヤングケアラー支援推進事業のところ、こちら、神戸市と連携したセミナーを実施しましたとありますけれども、具体的に、そのセミナーがどのような形で活用されていくのかということと、ここには中高生に対してヤングケアラーのお話しありましたが、小学生も実際家のお手伝いということで、子ども本人はそんなに負担に思っていないかもしれませんが、登校できなかつたり、小さい子どもたちの世話をしたりというのを、私自分の地域の方でも見ております。そういうことに関して、中高生だけではなくて、小学生に対しても手厚いものを、考えを示していただけだなと思っておりました。よろしくお願いたします。

○正岡会長 ありがとうございます。

8ページのヤングケアラー支援推進事業について、2点ご質問があったかと思います。

神戸市のセミナーと連携したセミナーについての、得たものをどのように活用しているのかということと、あと小学生もヤングケアラーとして、担っているということがあると思いますが、その件についてのご意見につきまして、よろしくお願ひいたします。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長）　子どもの権利推進課長の山縣です。よろしくお願ひします。

まず、ご質問の1点目ですが、神戸市と連携したセミナーということで、札幌子ども若者支援地域協議会の子ども若者セミナーという形で実施しております。令和3年度は2月3日、令和4年度は8月4日に実施しております。参加者は両名とも80名程度ということで、講師としまして、大阪歯科大学の濱島教授、それからNPO法人神戸ユースネットの辻理事長をお呼びして研修を行ったところでございます。

先進的な事例ということで、子どもの意見を聞いていく仕組みですとか、どうやってそういったヤングケアラーを発見していくか、そういったところを参考にさせていただいて事業を進めているところでございます。

ご質問の2点目なのですが、中高生に対して実態調査を行ったところですが、ご指摘のとおり、小学生は北海道の方では行ったところなのですが、ただ札幌市としては行っておりません。確かに、小学生でもそういったお手伝いという形で、過度な負担がかかっているお子様もいるというところは、認識しているところであります。ただ、小学生というのはなかなかアンケートを取っても、自分がまずそのヤングケアラーであることのなかなか認識できていないというところで、実際ちょっとやってみないと分からない部分あるのですけれども、どれだけ回答がもらえるだろうか、実態が把握できるだろうかというところもありながら、一応はですね、一旦はその中学生・高校生にアンケートを行った中で、中学生のその傾向と似たようなものが出てくるのではないかというふうに考えております。ですので、そういったところも参考にしながら、年代に合ったその支援策というのを考えていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○正岡会長　ご回答ありがとうございました。

五十鈴委員、よろしいでしょうか。

○五十鈴委員　どうもありがとうございました。ヤングケアラーというと、どうしても家族支援というか、家庭を守っていかなければいけないのかなと思いながら活動しておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

○正岡会長　ありがとうございました。

それでは、そろそろ終了のお時間も迫っているところはございますが、まだ委員からご発言がありましたら、反応の方よろしくお願ひいたします。大丈夫でしょうか。

それでは、たくさん皆様からご意見をいただきました。令和3年度の実施状況報告書は、今いただいた意見も踏まえて、この形式で決定することとし、事務局には、本日皆様からいただいたご意見を報告書の中に反映していただいた後にホームページ等で公

表していただきますよう、よろしくお願ひいたします。

事務局では、今後1週間程度ご意見を受け付けていただけるということでございますので、本日の会議を踏まえて、さらにご意見ある方は、直接事務局へのご意見をお出しいただければと思います。

報告書への反映につきましては、事務局で整理していただき、内容の確認につきましては、会長・副会長の川俣先生にご一任いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

何かご意見について、聞くようなあれでしょうか、配付とかメールとか。

○事務局（月宮子ども企画課長） メールの方でさせていただきます。

○正岡会長 メールが行くそうですので、メールへの返信という形でお願ひいたします。

また、会長・副会長一任ということですが、ホームページ掲載前に、委員には配付されるというふうな認識でよろしいですか。

○事務局（馬場子ども企画課企画係長） いただいたご意見とご質問の回答は、各委員にご確認いただきます。

○正岡会長 了解いたしました。ありがとうございます。

それでは、議事の二つ目に移りたいと思います。議事2点目、札幌市子ども・子育て支援事業計画 中間見直しについて、事務局より、ご説明をお願ひいたします。

○事務局（西山保育推進課長） 札幌市子ども未来局保育推進課長の西山です。私からは、札幌市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて、資料2-1に沿って説明いたします。

まず、資料の左上をご覧ください。基本的なこととなりますが、子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、5カ年を一期とする教育・保育の提供体制の確保について定めることが義務づけられた計画になります。

札幌市では、この事業計画に基づき、これまで保育所等の整備を進めてきましたが、今年度は事業計画の中間年に当たることから、中間見直しを実施することとしたものです。

中間見直しに当たっては、今年3月に開催した札幌市子ども・子育て会議において、認可・確認部会で詳細の審議を行った上で、子ども・子育て会議に報告するというご承認をいただいております。

今年度に入り、認可・確認部会を3回開催し、保育ニーズ量の確認や、今後の保育所等整備の考え方などについてご審議いただきましたので、これまでの審議結果を踏まえ、中間見直しの内容を説明させていただきます。

中間見直しに当たって、検討したのは大きく2点で、一つ目が推計される保育ニーズ量と、それに対して必要となる供給量の推移。二つ目が、供給量確保について、どのような考え方で対応していくかになります。

まず、1点目の保育ニーズ量と供給見込量についてです。

保育ニーズ量の推計方法は、利用意向率に就学前児童数を乗じたものとなります。

まず、利用意向率ですが、現行計画では、令和7年4月時点で53.3%と見込んでおりましたが、今回の推計結果は55.7%となり、2.4ポイント上昇しています。

一方、就学前児童数は、現行計画では、令和7年4月の時点で7万3,434人と想定していましたが、令和4年4月の実績数で再推計したところ、7万999人となり、約2,400人減少する結果となっております。よって、これらの結果から保育ニーズ量を推計したところ、現行計画の保育ニーズ量3万9,132人から3万9,574人となり、442人の増加、比率で言うと、約1.1%と、若干の増という推計結果になりました。この推計結果と、現状札幌市として確保を見込んでいる供給量を比較して、保育ニーズ量に対する供給量の過不足を行政区ごとに確認しました。その結果、推計上保育ニーズ量が供給量を上回り、供給量が不足している箇所として、白石区及び西区では1、2歳の区分、また、清田区、南区及び手稲区では、1、2歳と2号の区分の供給量が不足するという結果になっています。この不足に対して、どのように供給量を確保していくかということが、今後の検討項目となります。

資料の真ん中、3の今後の保育所等整備についてをご覧ください。

まず、上段に、これまでの整備に関する考え方を記載しています。事業計画の策定においては、教育・保育提供区域を各行政区としており、計画の進捗状況に基づいて、行政区単位での供給量の過不足を確認し、不足している行政区において、重点的に整備を実施してまいりました。

その結果として、表をご覧いただきたいのですが、令和3年度では、上段の保育所等利用希望児童数3万3,908人に対し、認可保育所等の定員が3万4,218人となり、札幌市全体としては、利用希望者を上回る定員を確保できたことになるなど、保育ニーズに対する供給量は、充足しつつある状況にあります。

一方で、先ほど説明したとおり、行政区、年齢区分別で確認すると、一部で供給量が不足している部分もあるほか、国定義以外の待機児童数、いわゆる潜在待機児童のうち、幼稚園の預かり保育等を利用していない方が約650人いることから、一定程度の保育の受け皿確保に向けた施策を継続していく必要があると考えています。

矢印の下、今後の考え方の部分に続きますが、一部保育ニーズに対応できる供給量が不足している地域はあるものの、おおむね供給量は充足しつつある状況になってきたことを踏まえ、これまで保育の受け皿確保の中心的な手法として行ってきた保育施設の新設整備については、より慎重な検討が必要と考えられることから、保育ニーズの変化や地域の需給状況を詳細に見極めた上で、真に必要な地域に限定して局地的に実施するとともに、既存施設を活用した受け皿確保に重点を置いて整備等を行いたいと考えております。

これらを踏まえ、今後の保育所等整備に対する考え方として、(1)から(3)と、大きく3点にまとめております。

まず、地域の需給状況を見極めた上で、限定的に整備を実施していくという点で、(1)に記載のとおり、市内全ての小学校区を対象とし、保育の需給状況を分析した上

で、保育の供給量が不足している地域に限定し、新設整備を実施してまいります。

保育の需給状況の分析項目としては、黄色い囲みの中に主な項目を記載していますが、小学校区内の需給状況や保育施設の入所状況などを分析します。そのほか、当該小学校区内の状況だけではなく、その隣接する小学校区の需給状況なども踏まえるほか、駅近くなど、利便性の高いエリアか、生活、通勤動線に供給量の過剰がないかなどといった地理的に必要な地域と判断できるかという観点での分析をしたいと考えております。

また、大規模マンションの建設など、局地的に保育ニーズが増加した場合の小学校区別の需給バランスを適宜見直し、必要に応じて新設整備を実施したいと考えております。

なお、こうした分析を進めていく中で、駅周辺での大規模開発に対応する必要が生じるケースも考えられることから、これまでは既存保育施設との距離制限における緩和条件として、地下鉄駅から800m圏内といった要件を設けておりましたが、この要件に「JR駅」を追加したいと考えております。

以上が、新設整備を行う場合の対象地域の選定要件になります。今後の募集では、このような考え方に沿って、整備地域を決めていきたいと考えております。

続いて、(2)の既存施設を活用した受け皿の確保については、四つの取組内容を記載しています。

まず一つ目は、幼稚園・保育所から認定こども園への移行についてです。

認定こども園は、教育・保育の機能を持ち合わせ、保護者の就労状況等に関わらず、柔軟に利用可能であるなどの利便性を有することから、現行の事業計画同様に、最優先で整備を実施してまいります。ただし、その際の利用定員の設定の考え方については、供給量がおおむね充足している状況を踏まえ、教育・保育それぞれにおいて適切に行われるように、必要最低限の設定としたいと考えております。

具体的には、まず幼稚園から認定こども園への移行に伴う保育定員の決定についてです。保育ニーズが全市的に満たされつつあることから、移行前の幼稚園における保育需要の状況、例えば既に各幼稚園が行っている預かり保育での受け入れ人数などを踏まえて保育定員を設定しています。

また、新設整備の募集地域において、幼稚園から認定こども園へ移行の募集があった際には、重複して過剰な供給量とならないように、新設整備よりも優先的に採択をしてまいります。

次に、保育所から認定こども園への移行に伴う教育定員、1号定員の設定については、教育の供給量が全市的に超過していることから、移行前の保育所等の定員規模に応じて上限を設定することで、こちらも必要最低限の設定としてまいります。

続いて、保育施設の増改築・増築・分園新築です。

保育施設の増改築については、老朽化した施設の更新を兼ねることから、優先的に実施します。また、増築や分園新築については、局地的に供給量が不足する地域で行うほか、施設ごとの入所状況などに応じて整備を実施します。

続いて、保育士確保や施設の運営支援の推進ですが、ここでは保育定員の増加等に係る事業者の負担を軽減するため、引き続き保育士確保や、施設運営を支援するための各種取組を進めてまいります。

続いて、需給計画における供給量の確保です。

需給計画の供給量は、もともと教育・保育の提供区域である行政区単位で必要な量を確保することを原則としていますが、実際には隣接区など、お住まいの区以外の保育施設を利用する方も一定数存在します。したがって、需給計画上の過不足を判断するに当たり、供給量が不足する行政区において、その隣接区の供給量の余剰が生じている場合は、生活、通勤動線などを踏まえた上で、その余剰の一部を当該行政区の供給量とみなすなど、供給量について、一定の調整を実施します。

最後に、（３）の老朽化した保育施設の更新についてです。

具体的な取組としては、（２）で説明した内容と重複する部分もありますが、安全で安心な保育環境を確保するため、幼稚園から認定こども園への移行に伴う園舎の建て替えや保育施設の増改築を実施します。なお、札幌市の補助金を受けて増改築の工事を実施する場合、補助要件として、30人以上の定員増という条件を設定していますが、供給量が充足しつつある状況を踏まえて、今後は定員増における人数の見直しについても検討していきたいと考えております。

以上、今後の保育所等整備については、事業計画上必要となる供給量を確保していただくだけではなく、その時々々の需給状況を適切に見極め、慎重に、かつ丁寧に保育の受け皿確保を進めていきたいと思っております。

次に、資料右上、4の事業計画改定内容についてです。

札幌市子ども・子育て支援事業計画は、第4次さっぽろ子ども未来プランの一部として策定をしております。今回は、第5章の教育・保育の提供の部分について見直しを行うものとなっております。具体的には、第4次さっぽろ子ども未来プランの112ページからの教育・保育の提供の部分の見直しになります。

これまで説明したとおり、保育の受け皿確保については、基本的に「既存施設の活用」を前提としていますが、現在の事業計画も同様に、「既存施設の活用」を最優先の供給量確保策としているなど、今回は中間見直しということもあり、基本的な考え方についての変更はございません。

事業計画の本文としては、これまで説明した保育所等の整備に関する考え方や、その実施時期について反映したほか、小規模保育事業所などの地域型保育事業について、現状の公募実態に合わせた記載内容に修正をしております。

具体的な改訂内容については、資料2-2として、新旧対照表をつけておりますので、主な改正箇所について説明をまいります。改訂案については、左側に現行計画の内容、真ん中に今回の改訂、右側に改訂の考え方を記載しております。

まず、1ページ目については、今回の中間見直しに当り、国から配置された数値の内容

について記載をしたものです。

次に、2ページ目をご覧ください。ここでは、目標年度について修正をしています。現行事業計画では、令和2年度から6年度の事業計画期間中に必要と想定した供給量について、令和5年4月までに確保することを目標としてきました。しかし、今回の中間見直しにおいて、改めて保育ニーズを推計したところ、若干ではありますが、現行計画値を上回る保育ニーズ量となり、現時点で見込む令和5年4月の供給量では、一部不足する区分が発生することが分かりました。このことから、令和5年度以降も一定の整備が必要であるため、目標時期を事業計画の最終年度である令和7年4月までに変更するものです。

次に、3ページ目をご覧ください。現行事業計画においても、原則としては既存施設を活用し、必要な供給量を確保することを最優先に考えており、その考え方には変更がないことから、大きく変更する点はありませんが、事業類型ごとの供給量確保の考え方について、再整備を行うものです。

一つ目が、認定こども園についてです。認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を持ち合わせ、保護者の就労状況や、その変化等に関わらず、柔軟に利用が可能な施設であることから、引き続き認定こども園への移行を進めてまいります。

一方で、保育所が認定こども園へ移行する場合は1号定員が、また、幼稚園が認定こども園に移行する場合には2号、3号定員が新たに設定されることとなりますが、先ほどご説明したとおり、利用定員の設定は必要最低限とすることから、これまで記載していませんでしたが、過剰な設定とならないよう、移行時の1号、2号、3号それぞれの利用定員の設定の考え方を明示するものです。

次に、地域型保育事業についてです。左側の現行計画の欄のアスタリスクの三つ目をご覧ください。現行事業計画の策定当初は、保育ニーズに対する供給量の不足から、保育所や認定こども園のほか、小規模保育事業についても供給量確保策の一つとしており、小規模保育事業の募集に当たっての前提として、A型を活用方策とする旨を記載しておりました。

なお、このA型ですが、小規模保育事業にはA型、B型、C型の3種類がございます。主な違いは、保育従事者の保育士資格の保有割合であり、A型は全員が保育士資格を有する者、B型は3分の2以上、C型は2分の1以上が保育士資格を有する従事者を配置するということになっております。

これまでは、小規模保育事業を新たに設立する際には、A型のみを公募してきており、現時点において、B型及びC型の小規模保育事業所は、札幌市内には設置されておられません。

また、新設に関しては、既に小規模保育事業の公募をしておらず、現在の事業計画期間においても、その予定はないことから、当該記載については削除するものでございます。

次に、その下の事業所内保育事業所について記載しています。

現行事業計画では、表の左側、アスタリスクの四つ目に記載のとおり、設置の判断につ

いては、地域枠の定員の適正な設定を含め、個別に設置の判断を行いますということに記載しています。これは、事業所内保育事業所については、その会社の従業員の子どもを受け入れ枠となる従業員枠と、地域の子どもの受け入れ枠となる地域枠を設けることとなりますが、事業計画における供給量の確保のためには、地域枠の設定をしっかりと確認する必要がありますことから、こうした記載としております。

事業所内保育事業所は、従業員の利用を主な目的とし、開所時間も柔軟に設定することが可能であり、一定の設置ニーズはあるものと考えられることから、設置の相談があった際には、引き続き個別に設置の必要性の判断を行うこととしますが、保育ニーズに対する供給量の確保が進んできたことから、供給量確保のための事業所内保育事業所の設置については、必要性が薄れてきていることも踏まえ、地域枠だけではなく、従業員枠についても設定の妥当性や継続性など総合的に勘案した上で、認可の可否を判断したいと考えており、その旨を明記するものでございます。

次に、4 ページ目、(3) 教育・保育に関する需給計画のポイントについてです。

ここでは、直近の実績に基づいて数値を修正したほか、中間見直し後については、先ほど説明した資料 2-1 のとおり、地域ごとの需給状況を再確認した上で、保育施設の設置が真に必要と判断される場合に、整備を検討していく旨を記載しております。

最後に、5 ページ目です。事業計画策定当初には、中間見直しなどを見据えて、ニーズ変化への対応について記載をしておりましたが、今回中間見直しをすることから、該当部分については削除をします。

また、「量の見込み」及び「確保方策」は、札幌市全体のニーズ量と供給量の見込を記載する表ですが、令和 5 年度の供給量については、保育所や幼稚園の認定こども園への移行に関する認可・確認部会の審議を 10 月に予定しているため、一部数字が確定しないことから、今後の認可・確認部会の審議を経て、令和 5 年度の供給量の見込が確定した段階で整理をさせていただくこととします。

最後に、その他として記載している内容ですが、子育てのための施設等利用給付は、令和元年 10 月から始まった幼児教育・保育の無償化において、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等の利用料などについても無償化の対象にするための制度であり、国の基本指針において、当該制度の円滑な実施について、事業計画で触れることを求められていることから、今回追記をするものでございます。

以上が、事業計画の改訂案の説明になります。

最後に、今後のスケジュールについてです。

資料 2-1 にお戻りください。右側、5 の中間見直しの検討経過及び今後のスケジュールの上から五つ目が、本日の会議に当たります。当該中間見直しの内容について、本日ご了承をいただければ、今後は細部の調整を行いながら、ご了承をいただいた方針を基本に、最終的な事業計画の中間見直し版の確定に向け、必要な手続を進めさせていただきたいと考えています。

具体的には、10月の認可・確認部会において、令和5年度に保育所及び幼稚園から認定こども園へ移行する案件の審議を予定しており、その審議をもって、今年度中の整備量がおおむね確定することから、事業計画の最終年度である令和7年4月の保育ニーズ量、10月の審議結果をもって見込まれる令和5年4月の供給量を改めて比較し、2の(2)で示した想定される過不足について、より実態に近い状態に整備をまいります。

その他の箇所については、本日の会議以降において変更する予定はありませんので、ご了承いただければ、今後は市議会への報告やパブリックコメントの実施など、必要な手続を進めてまいります。

なお、パブリックコメントの実施結果については、次回の子ども・子育て会議など、何らかの形でご報告をさせていただくことを想定しております。

説明は、以上になります。

○正岡会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見のある方いらっしゃいましたらリアクションもしくはミュートを解除してのご発言、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

星委員お願いします。

○星委員 認可・確認部会の部会長をさせていただいております星でございます。

今非常に丁寧に詳しくご説明いただいたところだったと思うのですけれども、ちょっとだけ補足させていただきたいと思います。

今ご説明にありましたとおり、札幌市全体で利用の意向率は上がっているものの、お子さんの数が減っていることなどもございまして、供給量が全体としても充足しつつある。けれども、一部のところでは、まだ充足していないところがあるので、それを今後どういうふうに埋めていったらいいかということについての見直しということになっているかなと思います。

今までは、新規整備というのが結構積極的にやってきたところだと思いますけれども、それを今後は、既存設備の利用ということを重点的に行うということとともに、真に必要な箇所への整備を検討するというふうを書いてあったと思うのですけれども、これを一体どうやってやるんだということもなかなか難しいことですが、今までのとおり行政区単位ですとか、それからあと新規整備に関しましては、小学校区単位で計画を募集するというようなことがあったのですけれども、そこら辺非常に柔軟に、細かく丁寧に判断していただけるというようなことを基準として準備しておりまして、お隣の区の状況がどうなのかということを考えたり、一つの小学校区で不足していても、隣の小学校区で定員が余っていれば、そちらも利用できるのではないかと、そういったようなことを非常に丁寧に取り上げながら、新規設置については判断していこうというようなことが中身に入っております。

それからなお、ちょっと余計なことになるかもしれませんが、こちらに関しましては量

の供給ということが前提でございますので、そうしますと、今後に関しましては、量だけ足りればよいというわけではなくて、質の担保というのをどうしていったらいいのかということについて、認可・確認部会でも意見の交換はございましたけれども、今回中間見直しでございますので、今後の新たな事業計画というようなことを策定する際に、質の担保というようなことについても考えていきたいというふうに検討をしているところでございます。

以上、補足でございました。

○正岡会長 ありがとうございます。

ただいまの星委員からの補足も含めまして、何かご意見、ご質問等ございましたら。

北川委員、お願いいたします。

○北川委員 説明ありがとうございます。

保育園の供給量が充足しつつあるということで、本当に今星委員がおっしゃったように、国全体もそうだと思うのですけれども、保育の質の方にかじを切っていくということが今後求められているのかなというふうに思いました。

私からなのですけれども、中間見直しにはあまり関係ないかもしれないのですけれども、企業主導型の多子軽減が、今のところ札幌市で行っていないので、上に企業主導型の子がいても多子軽減がないので、ゼロ歳で赤ちゃんが生まれたら、ほかの保育園を利用して2カ所通ったりするという事も聞いておりますので、最近、最初は企業主導型多子軽減しているところ少なかったのですけれども、だんだん企業主導型の子どもにも多子軽減が広がってきていると聞いておりますのでぜひ、変更する予定はないとおっしゃってましたけれども、ぜひ今後検討していただけたらと思って発言しました。

以上です。

○正岡会長 ありがとうございます。

今の件に関して、何かご回答ございましたら。

○事務局（西山保育推進課長） ありがとうございます。

今お話しいただきましたように、企業主導型保育事業所を利用している世帯については、現状札幌市が実施している3歳未満の第2子保育料の無償化の対象にはなっていないところでございます。国では、子ども・子育て支援法施行令において、認可保育所等の保育料の基準を定めておまして、札幌市では、これに基づいて各施設の保育料を定めるとともに、3歳未満の第2子の保育料の無償化を実施しているところでございます。

また、一方で企業主導型保育事業所については、国が実施している事業であり、札幌市が保育料を決定しているという施設とはなっていないことなどから、現状無償化の対象とはしていないというところでございます。

なお、このような事例については、札幌市だけではなく、全国的にも生じている課題であるというふうに認識しており、札幌市としては、国の動向を注視しているところでもあります。

今後とも多様な保育サービスの提供を進めるなど、保育を望む全ての保護者の方が安心してサービスを受けられる環境づくりというものに向けて努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

回答としては、以上になります。

○正岡会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方から何かご発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、本件につきましては、事務局からのご提案のとおりということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。皆様、うなずいている感じで。

では、ご異論がないということで、進めさせていただきたいと思えます。

それでは、本日最後の議事、3点目に移りたいと思えます。

「令和元年度6月死亡事例に係る検証の提言に対する札幌市の取組の評価報告書」を踏まえた人材育成について。こちらは、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（森本相談判定二課長） 札幌市児童相談所相談判定二課長の森本と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

では、資料3-1をご覧ください。A4判でございます。

「令和元年度6月死亡事例に係る検証の提言に対する札幌市の取組の評価報告書」を踏まえた人材育成でございます。

まず、1、外部評価報告書の策定経緯でございます。

令和元年6月死亡事例の検証報告書の提言を踏まえた札幌市の取組について、令和3年度は外部専門家を加えた評価ワーキンググループを児童福祉部会に設置の上、計7回開催し、評価を実施しております。

評価結果や今後の取組に対する意見等を取りまとめ、外部評価報告書として令和4年2月17日に市長宛に手交をいただきました。

当初の検証報告書の提言を受け、取組内容について、さらに外部評価を受けるということについては、全国的に見ても先駆的なもので、姿勢を高く評価すると言っていただきました。

一方で、再び本事案のようなケースが発生したときに、確実に救うことができるのかという問いには、引き続き全庁一丸で取り組んでいかななくてはならないと考えております。その中心的なテーマといたしまして、資料2、外部評価報告書を踏まえた人材育成でございます。

外部評価報告書における人材育成に関する評価結果を踏まえ、以下のとおり人材育成に関する取組を推進いたします。

まず、一つが、(1) 庁内関係部局を検討主体とし、外部専門家も加えた子ども虐待防止に係る職員の人材育成に関する常設委員会を新たに設置をいたします。こちらについては、8月に第1回を開催しているところでございます。

二つ目として、外部専門家や児童福祉部会等での意見を踏まえまして、以下の①から④について、常設委員会等で検討をしていきます。

- ①、子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョン。
- ②、一般事務（福祉コース）育成方針。
- ③、児童相談関係職員人材育成・研修実施方針。
- ④、その他として、多職種合同研修、各個別分野での取り組みとしております。

3、今後のスケジュール（予定）でございますが、①、②については、令和4年度中に策定を目指してまいります。

③、④については、常設委員会での検討の動向を踏まえながら、児童相談所内や関係課において、同時並行的に検討を実施してまいります。

参考資料として、1枚おめくりいただきまして、A3の資料をご覧ください。資料3-2、外部評価報告書を踏まえた人材育成について（別紙）でございます。

左側、ポイントを押さえてご説明させていただきますが、1、外部評価報告書における人材育成に関する評価結果でございますが、（1）、子ども虐待防止には専門性が必要であることを札幌市として自覚した上で、「子ども虐待防止に関する職務に従事する職員」の育成体系（育成ビジョン）を作成し、札幌市の中にいかに専門職集団を形成していくのかを検討する必要があるというご意見をいただいております。

さらに、（2）、今後の取組に対する主な意見として、一つ目の丸でございますが、常設委員会での育成体系（育成ビジョン）、キャリアラダー、スーパーバイザー養成等の検討が必要などのご意見をいただいております。

育成対象となる職員については、2に図示してございますが、児童相談所や各区の家庭児童相談室のほか、保健師、保育士、生活保護等の子ども虐待防止に関する職務に従事する幅広い職員を育成対象としてございます。

3番については、人材育成に関する検討方法等でご説明いたしました人材育成に関する常設委員会を設置し、そこをもって中心的に進めてまいりたいと考えております。

続いて、資料右側をご覧ください。三角形の図でございます。

4、子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成の全体像（イメージ図）でございます。一番上段には、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例を置いております。子どもファーストの精神があってしかるべき、当事者視点の重要性というご指摘もいただいておりますので、札幌市で持っている、こちらの権利条例の思いは大切にしていきたいと考えております。

そして、三角形の最上部には、子ども虐待防止に関する職務に従事する職員育成ビジョンを置き、それぞれ矢印の先にある各職域、職場の育成方針等々に反映をして、札幌市関係部局ばらばらではなくて、同じ方向を向きながら人材を育成していく、そういったイメージでございます。

一番上段の育成ビジョンの丸二つでございます一つ目の丸です。この育成ビジョンでは、

職員の育成に当たって、子ども虐待防止に関する職務に従事する全ての職員が持つべき理念や、具体的な支援場面において、全職員が取るべき行動を幾つかの柱として規定し、全職員で共有することを考えております。

二つ目の丸です。ビジョンで定めた職員の育成に当たって、必要な理念や行動の方向性については、職域や職種ごとの個別の人材育成方針に反映をさせ、札幌市全体で同じ方向を向きながら、子ども虐待防止に係る職員の人材育成を一体的に進めていこうと考えております。

右下、5、検討スケジュールの案を掲載しております。7月には、7月12日に児童福祉部会の方でご審議をいただきました。また、7月22日には、市長を本部長とする第1回児童虐待防止対策推進本部会議を開催しており、本部長指示としても、これらの職員育成を進めていくようにという指示が出ております。今年度末にはビジョンを策定し、案が固まりましたら、改めて児童福祉部会等々でご審議をいただきたいと考えております。

資料の説明については、以上でございます。

○正岡会長 ご説明ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見がある方いらっしゃいましたら、アクションでの挙手もしくはミュートを外してのご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

では、私の方から1点ご質問させていただきます。

非常に具体的な人材育成ということでビジョンを考え、その中にキャリアラダーを作るというご提案がございます。一般事務（福祉コース）と保健師のキャリアラダー、このキャリアラダーは、子ども虐待防止に関わるキャリアラダーをお考えなのか、保健師もしくは一般事務（福祉コース）としての全体のキャリアラダーをご検討中なのかということと、それはまた年数なのか、職階なのか、どのようなレベルで置いているのか。最後、3点目になりますが、その評価は誰が行うのか、もし検討していることがございましたら教えていただくと助かります。いかがでしょうか。

○事務局（森本相談判定二課長） では、私の方からまとめて回答をさせていただきます。

一般事務（福祉コース）のキャリアラダーについては、虐待防止に特化したものではなく、福祉コース職員が札幌市に勤務する間、目指すべき専門性を網羅した形にしたいと考えております。そのため、児童相談所などにいる間だけ高める専門性ではありませんので、どこの部署にいても伸ばしていくと。基本的に、このキャリアラダーについては中堅後期、大体40から45歳ぐらいまで、スーパーバイザーとなれるようなレベルまで高めていく、そういったつくりとしております。

保健師のキャリアラダーについては、厚労省から自治体保健師のためのキャリアラダーというのが示されておりますが、今般札幌市独自のものを検討しているということで聞いております。

続いて、評価をどうするのかということでございますが、今回まず新しく導入するものになりますので、また、その評価のツールということよりも、人材育成のツールとして使っていくということを考えております。例えば、児童相談所だけではなくて、福祉関係幅広い部署で使うものになりますので、そこにいる所属長から動機づけをしてもらうと。ラダー上、どこができて、どこができていないのかというのを職員と面談の中で共有してもらい、声をかけ励ましてもらうと、そして動機づけを与えていく、そういった使い方をしていければと考えております。

もちろん、キャリアラダーで高いレベルにある職員については、日々の支援で高い実践ができますので、間接的には人事評価の中でも反映されていくとは思いますが、まずは人材育成のツールとして使っていくことを考えております。

回答については、以上でございます。

○正岡会長 ありがとうございます。

子ども虐待防止に関わる人材育成だけではなくて、かなりいろいろなところで、やはり能力って子どもだけではなく、いろいろな場面で共通するところがあると思いたので、そういう幅広い視点でご検討されているということでよく分かりました。

また、保健師に関しても、札幌市独自のものをつくっているということで、また札幌市でつくられたものが全国に発信されると、さらによりよいものができるのかなというふうに思っております。

最後の評価につきましても、認証とかではなくて、上司との面談で使うというふうな活用の仕方も、非常に現場レベルの使い方ができるのかなというふうに思いたので、大変参考になりました。ありがとうございます。

ほかに委員の方から、何かご発言等ございますでしょうか。

北川委員、お願いいたします。

○北川委員 本当に短い時間で、この外部の方々の評価も入れて、職員育成のビジョンということで、素晴らしいものができたなと思います。ありがとうございます。

森本課長さんもおっしゃっていましたが、職員育成に当たっては、やはり専門性というところの大切さとともに、当事者の視点というところを忘れないように、やはりいろいろな困難を抱えた方々なので、当事者へのリスペクトだとか、また、その後ケアする児童養護施設だとか、里親さんへのリスペクトとか、そういうことも含めて、ぜひ専門性の中に入れていただきたいなと思いた。素晴らしい育成案、ありがとうございます。

○正岡会長 ありがとうございます。ご意見としていただきますが、森本課長さん、何かレスポンスありますでしょうか。

○事務局（森本相談判定二課長） 8月に、第1回の部局横断的な常設委員会を開催しており、やはりその中でも、当事者視点の重要性というのは認識した上で、この育成ビジョンをつくっていかうというような議論をしておりますので、今いただいたご意見も踏まえながら、当事者視点、そして当事者へのリスペクトを、しっかりその思いを含めたビジョ

ンをつくることができたというふうに考えておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

○正岡会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員からのご発言がないようでしたら、よろしいでしょうか。

リアクション等がございませんので、それでは、3点目の議案につきまして、事務局からのご提案どおりということで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、ご異論ないようですので、ありがとうございます。

3. 報 告

○正岡会長 それでは、本日の報告事項に移ってまいりたいと思います。

各部会の決議状況になります。条例第9条第6項の規定に基づき、各部会で決議を行うこととした審議事項について、事務局よりご報告をお願いいたします。

○事務局（月宮子ども企画課長） それでは、札幌市子ども・子育て会議の各部会の決議状況でございますけれども、前回会議にてご報告させていただきました以降の開催状況について、お配りした資料4から7に基づき、ご報告させていただきます。

まず、資料4をご覧ください。認可・確認部会の決議状況でございます。

令和3年度第4回の部会を3月8日に開催しており、教育・保育施設等11件の利用定員の設定、認定こども園5件、保育所3件、事業所内保育事業1件、小規模保育事業2件の認可などについて審議し、決議をいただいたところでございます。

次に、その下、令和4年度第1回の部会を6月8日に開催しており、札幌市子ども・子育て支援事業計画の見直しの方向性について説明を行い、意見をいただいております。

裏面をご覧ください。第2回の部会を8月5日に開催しており、札幌市子ども・子育て支援事業計画の見直し案について説明を行い、ご意見をいただいたほか、部会長の職務代理者が選定されました。

その下、第3部会の部会を8月30日に開催しており、札幌市子ども・子育て支援事業計画見直し案、教育・保育施設3件の利用定員の設定、保健所2件の認可等について審議し、決議をいただいております。

続きまして、資料5をご覧ください。児童福祉部会の決議状況でございます。

令和4年度第1回の部会を4月19日に開催しており、第3次札幌市児童相談体制強化プランについて、令和3年6月死亡事例に係る検証報告書（案）について説明を行い、ご意見をいただいております。

また、第2回の部会を7月12日に開催しており、子どもの生活実態調査の調査結果最終報告について、ひとり親家庭等自立促進計画作業ワーキンググループの設置について、社会的養護経験者へのヒアリング結果報告について、令和元年6月死亡事例に係る外部評価報告書を踏まえた「専門職養成のあり方、専門職集団の要請」（案）についての説明を

行い、ご意見をいただいたところでございます。

なお、ひとり親家庭等自立支援計画作業ワーキンググループにつきましては、8月23日に1回目を開催し、現在も継続してご審議をいただいているところでございます。

続きまして、資料6をご覧ください。処遇部会の決議状況でございます。

令和3年度第1回の部会を9月8日に、第2回を3月18日に書面開催しており、被措置児童等虐待に関することについて報告を行っております。

なお、本部会の内容につきましては、個人情報を含むため非公開としております。

続きまして、資料7をご覧ください。いじめ問罪再調査部会の決議状況でございます。

令和4年度第1回の部会を5月25日に、第2回を6月8日に、第3回を7月7日に、第4回を7月27日に、第5回を8月31日に開催しており、いずれの会でも再調査の必要性の検討について審議したところでございます。

なお、本部会の内容につきましては、個人情報を含むため非公開としております。

各部会の決議状況につきましては、以上でございます。

○正岡会長 ご報告、ありがとうございました。

それでは、全体を通しまして、皆様から何かご質問等ございますでしょうか。

ないようでしたら、本日の議事はこれで終了いたします。皆様のご協力、誠にありがとうございました。

本日の議事にもございましたが、令和元年度の死亡事例等札幌市のこの取組ですね。検証をして課題を見出していき、そしてまた報告としてまとめていって、また取り組むという、この取組は非常に全国的にも注目されているというふうに私も承知しております。

一つ一つの事例から学んでいく、これは虐待のことだけではなくて、さまざまな事例から学んで、そしてどうしていったらいいのか、一人一人が考えていくことが、これからも大事だと思っています。この子ども・子育て会議で子どもの未来を守ることが、皆様で活発なディスカッションをするということが、一つの役割かと思っています。

今日は皆様のご協力のもと、たくさんのご意見をいただけたと思っています。どうもありがとうございます。

これで終了したいと思います。事務局にお返しいたします。

5. 閉 会

○事務局（月宮子ども企画課長） 正岡会長、ありがとうございました。

皆様、本日長時間にわたりまして、ご審議ありがとうございました。

なお、本日の議事等について、ご意見・ご質問がございましたら、後ほどメールにてお送りします意見・質問票をメール、ファクス、郵送のいずれかの方法で事務局へご提出いただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、これで本日の子ども・子育て会議を終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。